

令和6年度 保存版

公立保育所のしおり

(重要事項説明書)



狭山市立笹井保育所

児 童 憲 章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境から守られる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱から守られる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

《 保 育 所 と は 》

仕事や病気のために家庭で保育ができない場合に、
お子さんをお預かりして保育することが目的です。

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を
遵守し、保育所保育指針（平成30年告示）及び全体的な
計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を
提供します。

そして、日々子どもが健康で安全に生活し、楽しく
伸び伸びと遊び、心豊かに成長できるよう環境を整えて
保育にあたっています。

これは子どもが、ひとりの人間として自ら成長し発達
していくための大切な時期を家庭と保育所が協調し育て
ていくことを基本としています。

地域の子どもたちも一緒に育ちあう子育て支援・援助も行います。



《 子どもを育てる主体は保護者です 》

大切なお子さんをお預かりして、保育していく上
で保育者と保護者がお互いの立場を理解し、信頼し
合いながらよりよい子育てをしていきましょう。

乳幼児期は、一生の心づくり体づくりの基礎にな
る時期です。あたたかい親子関係をもとに子どもの
心は育ちます。子どもとの触れ合いを何よりも大切
に日々を過ごしましょう。



狭山市立笹井保育所 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、保育所があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	狭山市
所在地	埼玉県狭山市入間川1丁目23番地5号
電話・FAX	電話 04-2953-1111（代表）
	FAX 04-2954-6262
代表者氏名	狭山市長 小谷野 剛

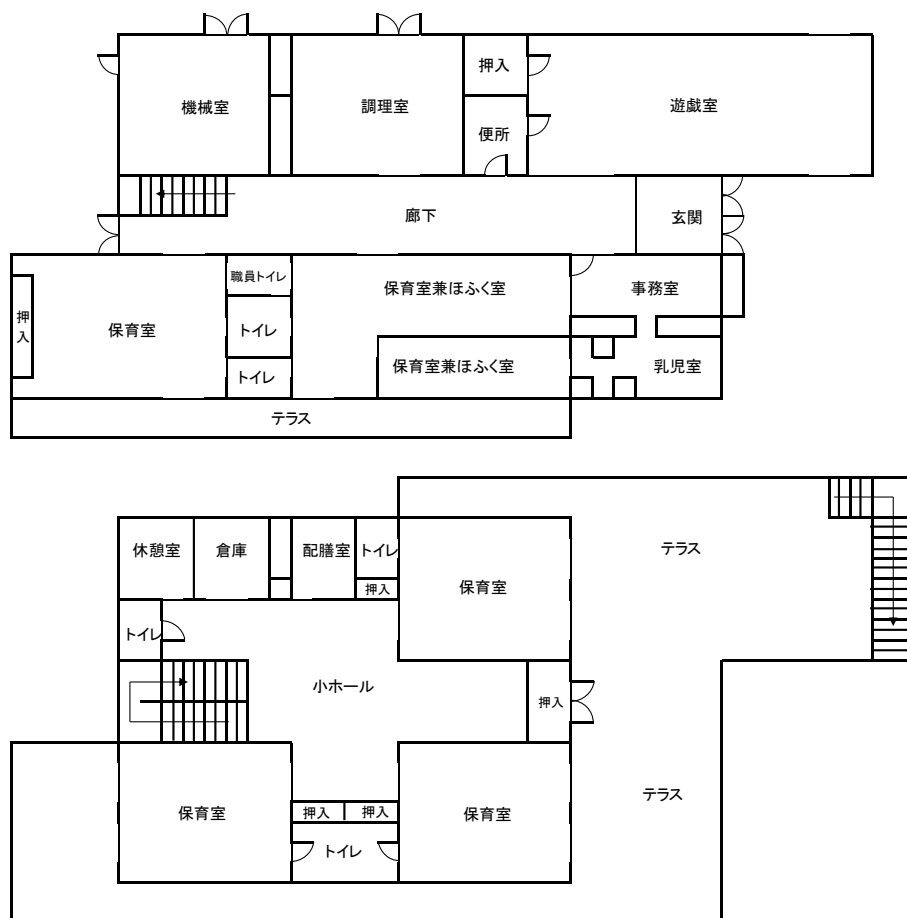
2 施設の概要

種 別	認可保育所					
名 称	狭山市立笹井保育所					
所在地	埼玉県狭山市笹井2-17-1					
電話・FAX	04-2953-1808・FAX同じ					
施設長	所 長					
開設年月日	昭和53年6月1日					
利用定員 （年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	ひよこ組	ことり組	りす組	うさぎ組	きりん組	ぞう組
	5人	15人	18人	24人	24人	24人
取扱う保育事業	時間外保育					

3 施設・設備の概要

敷地面積		1298㎡	
園 舎	構 造	RC造 2階建て	延床面積 958.42㎡
	延床面積	958.42㎡	
施設設備の 数と面積	乳児室	1室	18.9㎡
	ほふく室	1室	17.48㎡
	保育室	5室	243.17㎡
	遊戯室	1室	107.6㎡
	幼児トイレ	15個	28.94㎡
	調理室	1室	㎡
	事務室	1室	37.41㎡
	休憩室	1室	12.89㎡
設備の種類		プール、冷暖房	
屋外遊戯場（園庭）		220㎡	

4 園舎平面図



5 職員体制

施設長	1人（資格：保育士）
保育士	30人（正規：17人・会計年度任用：13人）
調理員（栄養士除く）	委託 4人（常勤：1人・非常勤：3人）
栄養士	委託 1人（常勤：1人・非常勤：0人）
用務員	委託 3人（常勤：0人・非常勤：3人）

6 保育・教育を提供する日、及び時間

開所日	平日（12月29日から1月3日間を除く）
休所日	日曜・祝日・12月29日から1月3日及び、市長が特別に認めた日
月曜日から金曜日	午前7時00分から午後7時00分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで

7 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

<保 育 理 念>

- ・共に育とう心豊かに、安心して子育て子育てができる保育所

<保 育 方 針>

- ・一人一人を大切にする保育所を目指します。
- ・信頼関係を築き安心できる保育所を目指します。
- ・様々な人との関りを大切に、地域に開かれた保育所を目指します。

<保 育 目 標>

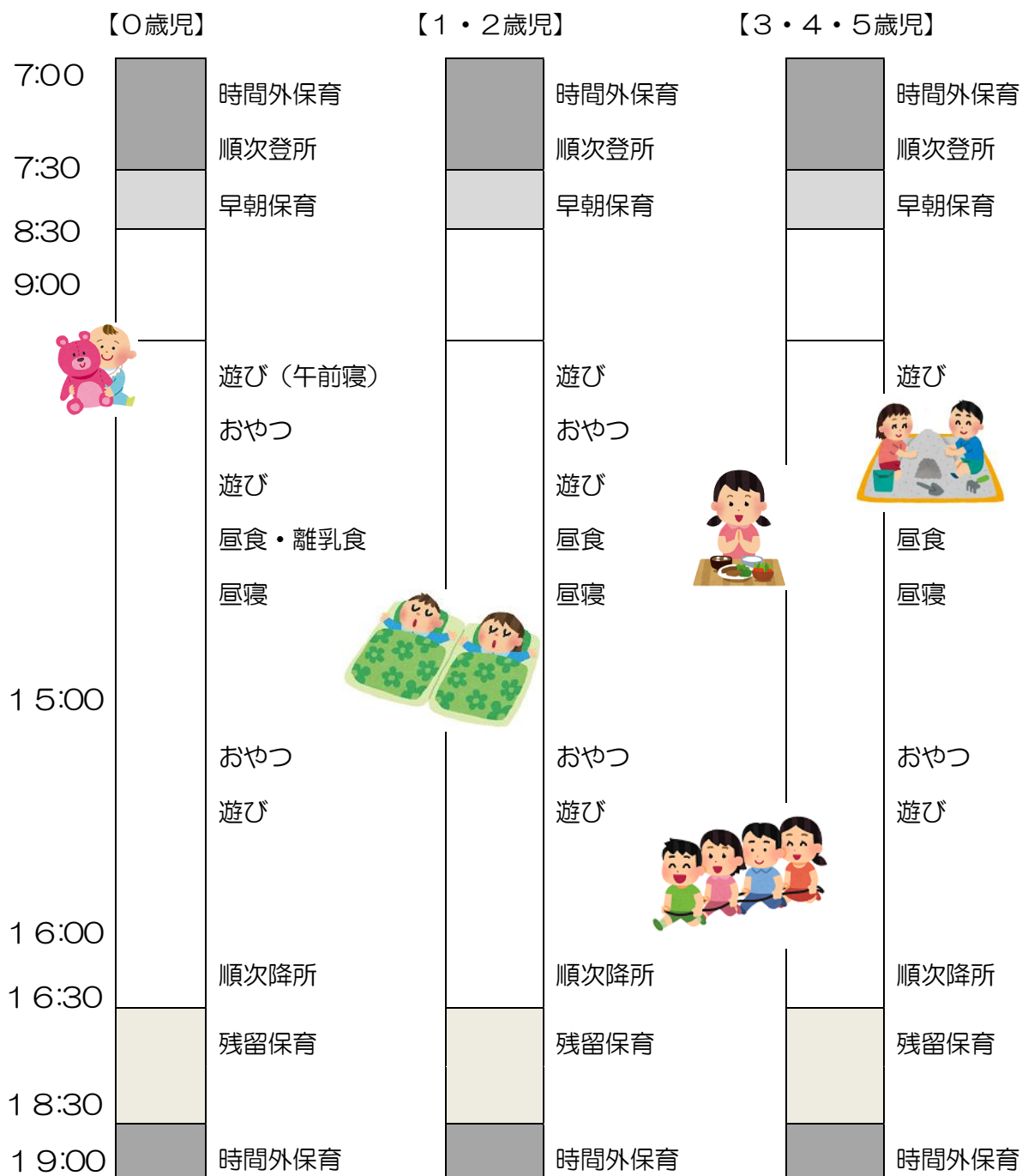
- ・健康な子ども
- ・意欲的に生活や遊びを楽しめる子ども
- ・思いやりのある子ども

<保育計画（年間）>

クラス	ね ら い
0歳児	・よく食べよく眠り心地よく過ごす ・自分を受け入れてくれる人との関わりの中で、安心して過ごす
1歳児	・安心できる保育士との関係の中で、よく食べよく遊びよく眠る ・見たり聞いたり触れたりしながら、手足をたくさん動かして遊ぶ
2歳児	・保育士との信頼関係の中で、自分でやろうとする気持ちが芽生え、興味が広がる
3歳児	・基本的生活習慣を身に付けていく ・自分のしたいことや気持ちを、言葉や行動で伝える
4歳児	・保育士や友達とのつながりを広げ、一緒に生活や遊びを楽しむ
5歳児	・自信や意欲を持って一つの目標に向かい、友達と一緒に充実した生活をする
その他 (年間行事)	入園進級式・なつまつり・プレイデー・遠足・クリスマス会 はるまつり・卒園式・一日保育参加（個人面談） 他

<保育所の日>

子どもたちの保育所での生活の流れをご覧ください。年齢によっても、年間の始めと終わりによっても違いがありますが、目安として0歳児、1・2歳児、3・4・5歳児のそれぞれの生活の流れを表であらわしました。



※『早寝・早起き・朝ごはん』を大切にしましょう。1日は、朝ごはんから始まります。

子どもの1日の生活リズムは「食べる・遊ぶ・寝る」ことです。

※ 子どもの年齢、健康状態、家庭状況、保護者の勤務状況などを考慮し、個々の保育時間を確認しています。

8 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員へ周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	所長
消防計画届出年月日	消防署 令和5年6月1日
訓練	避難/毎月1回、消火/毎月1回、通報/年2回
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器設置

9 緊急避難場所・指定避難場所

保育所近隣の緊急避難場所、指定避難場所は次のとおりです。

緊急避難場所	水富地区センター
指定避難場所	水富小学校

10 緊急時における対応

＜保育所緊急配信システムについて＞

災害時は、保育所緊急配信メール（一斉送信）にて、子どもの状況・避難場所・保護者の引き取り時間等をお知らせし、安否確認ができます。

震度5弱の揺れが確認されると自動で配信されます。また、緊急状況の他に天候の影響による行事の変更や感染症の情報も配信します。

※メールアドレスに変更があった場合は忘れずに再登録してください。

＜台風・水害等災害時のガイドラインについて＞

台風・水害等の災害時、各保育所での保育が困難な場合、災害時のガイドラインに沿って、祇園保育所にて保育を行います。（詳しくは別紙参照）

11 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済給付
保険の内容	保育所の管理下で、園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度。
保険金額	負担額 240円

1 2 苦情相談窓口

- ・要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	主 幹	
相談・苦情解決責任者	所 長	
連 絡 先	電 話・FAX メールアドレス	04-2953-1808 sasai-cc@city.sayama.saitama.jp
第 三 者 委 員	小山 みずえ	武蔵野短期大学 教授 電話 04-2954-6131
	朝倉 さち子	民生委員 児童福祉部会長 電話 04-2953-1111 市役所福祉政策課
	後藤 隆	埼玉県所沢児童相談所 担当課長 電話 04-2992-4152

※保育所以外に市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

1 3 給食等について

＜給食の提供について＞

- ・給食は各施設内で調理を行っています。
- ・公立保育所統一の献立で、給食の提供を行っています。
- ・毎月「献立表」をホイクト（保護者サイト）にて配信します。
- ・月に1回、行事食があります。
- ・毎日給食とおやつがあります。0歳～2歳児クラスは、午前のおやつがあります。
- ・0歳児は月齢にあった離乳食を提供しています。
- ・当日の献立は、3歳児の量をサンプルケースに展示します。
- ・食育活動として、農業体験・クッキング保育・年齢に合わせた食事指導等を行っています。
- ・保育所の給食で使用している食品は添加物の少ないものを選び、安全に心がけています。味覚形成の点からも素材の味を生かした薄味を基本とし、心のこもった食事を作っています。
- ・乳幼児期は心身共に成長の著しい時期です。給食はあくまでも1日3食のうちの1食です。家庭で朝食、夕食は必ず食べさせましょう。特に朝食は大切です。身体や脳が活動しやすいようにし、集中力を高めて、楽しく過ごせるよう、しっかり食べさせましょう。

＜アレルギー対応等について＞

厚生労働省が策定する「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則り、「狭山市公立保育所食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、それに基づき適切な対応に努めています。

■食物アレルギー等個別対応食実施について

- ・食物アレルギーなどの疾患があり、給食に配慮が必要な場合は、主治医により「生活管理指導表」（保育所に用紙があります）を記入してもらい、保育所に提出してください。

医師の指示のもと、可能な範囲で対応します。

- ・個別対応食の開始にあたっては、事前に面談を行います。
- ・家庭での食事管理と、保育所との連携・連絡をお願いします。
- ・宗教などで除去が必要な場合は、保育所にご相談ください。

■食べたことのない食品が多い場合の注意

- ・食べたことのない食品が多いお子さんについては、給食で初めて食べた食品でアレルギー症状が出る場合があります。毎月の献立表を確認し、食べたことのない食材があれば事前に家庭で食べ、アレルギー反応が起こる心配がないことをご確認ください。

1.4 健康管理について

＜健康診断＞

定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。 ※毎月、身体測定があります

健康診断	全園児 2回/年
歯科検診	全園児 1回/年

- ・嘱託医 以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	中山クリニック
所在地	埼玉県狭山市笹井1-16-3
電話番号	04-2952-8000

- ・嘱託歯科医 以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	増田歯科医院
所在地	埼玉県狭山市笹井2-30
電話番号	04-2952-6190

＜病気・怪我について＞

- ・健康面で気になることがある場合はお知らせください。
- ・登所前に微熱・嘔吐・下痢などの異常がある場合は、自宅で静養し様子を見てください。症状によっては早めの受診をしましょう。（保育所には休みの連絡をしてください）
- ・保育所において熱が高くなったり、嘔吐・下痢が続いたり、熱がなくても食欲、機嫌などの状態が悪い場合には連絡してお知らせいたします。また、お迎えをお願いすることもありますので、当日の連絡先を明確にしておいてください。
- ・解熱後24時間が経過するまで、また下痢は普通便が確認されるまで、登所を控え家庭で様子を見てください。
- ・薬を飲むような状態の時は自宅で静養し、回復したら登所してください。薬は基本、お預かりできません。 気管拡張テープ（ホクナリンテープやツロブテロールテープ）や虫よけ・かゆみ止めテープ等も医薬品の扱いになるので、貼付したままの登所は控えてください。登所後にテープの貼付を確認した場合には保護者に連絡することもあります。医師より保育中の貼付が必要と指示されている方はご相談ください。

- ・保育所にて怪我をし、受診の必要がある場合は、原則として保護者に連絡した上で受診します。受診先より保護者の来院を要請されることもありますので、その際はご協力をお願いいたします。

15 感染症対策について

- ・感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。
- ・感染症にかかった疑いのある時には早めに受診し、診断結果を保育所にお知らせください。また、ご家族の感染症についてもお知らせください。
- ・伝染性の病気にかかった後の登所については、「乳幼児がかかりやすい病気」を参考にし、医師の許可が出てから、「登所確認書」を保護者が記入して必ず提出してください。

16 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い、年2回、自己評価を実施 公表方法：保育所内掲示
保護者アンケート	実施方法：年度末に1回保護者対象にアンケートを実施 公表方法：保育所内掲示

17 虐待防止対策について

職員に対し以下のことを行っています。

- ・職員に対し、セルフチェックシート等の活用と面談を実施
- ・虐待防止の研修等参加
- ・虐待防止対策マニュアルの作成

※登所したお子さんに火傷や不自然な傷等がみられる場合、また原因のはっきりしない怪我や、治療をしていない傷がある場合、あるいは、保護者がお子さんの健康・安全への配慮、衣食住の世話など必要な養育を行っていないなったり、不適応な行動があると認められたりした場合には、市の関係部署や、児童相談所に連絡しなければならないルールになっています。あらかじめご了承ください。

18 重要事項説明書について

- ・重要事項説明書の内容に変更があった際は、ホイクト、掲示板等でお知らせしますので、確認してください。
- ・重要事項説明書の同意書は毎年提出してください。

乳幼児がかかりやすい病気

病名	感染しやすい期間	症状	登所のめやす	
麻疹 (はしか)	発症1日前から 発疹出現4日後まで	発熱とともに咳・くしゃみ・鼻水・目やに・結膜の充血がある。熱が下がり再び上昇してくると口の中に白い斑点が見られる。その後、発疹が出現する。	解熱した後、3日を経過するまで	確認書
インフルエンザ	発症24時間前から 後3日間が最も感染力が強い	突然の高熱・倦怠感・食欲不振・関節痛・筋肉痛等の全身症状やのどの痛み、鼻汁・咳等の気道症状を伴う。	発熱した日を0日目とし、翌日から5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで	確認書
新型コロナウイルス感染症	発症前2日～発症後5日	無症状のまま経過することもあるが、有症状では発熱・呼吸器症状・頭痛・倦怠感・消化器症状・鼻水・味覚異常などの症状が見られる。	発症した後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	確認書
風疹 (3日はしか)	発疹出現前7日から 後7日間くらい	赤い発疹が顔や頸部に現れて全身へと拡大し、約3日間で消え、色素沈着も残さない。発熱やリンパ節腫脹を伴うことが多く、悪寒・倦怠感・目の充血等の症状が出現することもある。	発疹が消失するまで	確認書
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現前1～2日から かさぶた形成まで	水をもった赤い発疹が口の中から陰部、頭皮まで全身に出る。発疹は、かゆみが強く、短時間で水疱になり、その後かさぶたになる。	すべての発疹がかさぶたになるまで	確認書
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日まで	発熱と耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹に伴う痛み。	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで	確認書
結核	喀痰の塗抹検査が陽性の間	慢性的な発熱・咳・疲れやすさ・食欲不振・顔色の悪さ等。 乳幼児では、重症結核の粟粒結核・結核性髄膜炎になる可能性がある。 ・粟粒結核（ぞくりゅうけっかく） 発熱・咳・呼吸困難・チアノーゼ等 ・結核性髄膜炎 高熱・頭痛・嘔吐・意識障害・けいれん等	医師により感染のおそれなくなつたと認められるまで （目安として3日連続で喀痰の塗抹検査が陰性となるまで）	確認書
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	高熱が出る。のどの痛み・結膜の充血・目やに	発熱・充血等の主な症状が消失した後2日を経過すること	確認書
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日間	結膜の充血・まぶたの腫れ・流涙・目やに・耳前リンパ節の腫脹。角膜に傷が残ると、後遺症として視力障害を残す可能性がある。	医師において感染のおそれがないと認められるまで（結膜炎の症状が消失してから）	確認書
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	熱はほとんどなく、夜間に咳が悪化するのが特徴である。 咳が出始めると連続して出る。 コンコンと咳込んだ後、ヒューと笛を吹くような音を立てて息を吸う。乳児では特徴的な咳はなく、無呼吸になることがある。	特異な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌剤による治療を終了するまで	確認書

病名	感染しやすい期間	症状	登所のめやす	
腸管出血性 大腸菌感染症 (O157・O26・ O111等)	便中に菌が排泄されて いる間	下腹部にかけての激しい腹痛や水様の下痢・血 便。発熱は一過性。	医師において感染のおそれがない と認められ、全身状態が良好である こと ただし、5歳未満の子どもは2回以 上連続で便から菌が検出されない こと	確 認 書
带状疱疹	水疱を形成している間	神経の流れに沿って、痛みが生じた数日後に痛 みの部位に、帯状に発疹や水ぶくれが出現する。	すべての発疹がかさぶたになるま で	確 認 書
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始 する前と開始後1日間	発熱・咽頭痛・舌がいちご状に赤く腫れる・全身 に鮮紅色の発疹が出る（かゆみを伴うこともあ る）。投薬治療が不十分な場合には、発症後数週 間してリウマチ熱や腎炎等を合併することがあ る。	抗菌薬内服後 24～48 時間経過し ていること ただし、症状が治まっても医師 の指示通り、処方された薬は最後まで 飲みきること	確 認 書
マイコプラズマ 肺炎	適切な抗菌薬治療を開始 する前と開始後数日間	咳・発熱・頭痛等の症状がゆっくり進行する。 特に咳は徐々に激しくなり、解熱後3～4週間続 く。	発熱や激しい咳が治まっているこ と	確 認 書
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰 瘍が発症した数日間	手や足・口の中・ひざ・ひじ・尻などに水疱がで きる。口内炎がひどくて食事がとれないことが ある。	発熱がなく（解熱後1日以上経過 し）、普段の食事が出来ること	確 認 書
伝染性紅斑 (りんご病)	発疹出現前の1週間	感染後、発熱・倦怠感・頭痛・筋肉痛等の症状が みられる。その後、頬に赤い発疹が現れ、上腕と 大腿部に網目状・レース状の発疹が広がる。	全身状態が良いこと	確 認 書
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・ アデノなど)	症状のある間と、症状消 失後1週間(量は減少して いくが数週間ウイルスを 排出しているので注意が 必要)	主に嘔吐や下痢・腹痛。発熱することもある。 〈代表的なウイルスとその症状〉 ・ノロウイルス 吐き気・嘔吐・下痢・腹痛・発熱（軽度）。 脱水症状を合併することがある。 ・ロタウイルス 発熱・嘔吐・下痢（白色の水様便）・腹痛。 脱水がひどくなる、けいれんがみられる等によ り入院を要することもある。 ・アデノウイルス 嘔吐・下痢・発熱・腹痛	嘔吐・下痢などの症状が治まり（1 日以上経過し）普段の食事がとれる こと	確 認 書
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中 に1か月程度ウイルスを 排出しているので注意が 必要)	突然の発熱・咽頭痛。咽頭に赤い発疹がみられ、 水疱となり間もなく潰瘍となる。	発熱がなく（解熱後1日以上経過）、 普段の食事が出来ること	確 認 書
RSウイルス 感染症	呼吸器症状のある間	発熱・鼻汁・咳・喘鳴。 重症化すると、気管支炎や肺炎となり呼吸困難 に陥る。	重篤な呼吸器症状が消失し全身状 態が良いこと	確 認 書

突発性発疹	発熱中は感染力がある	突然高熱が3～4日続き、解熱とともに細かい発疹が出て数日で消える。軟便になることがある。	解熱後1日以上経過し、機嫌が良く全身状態が良いこと	確認書
伝染性膿痂疹（とびひ）	浸出液が出ている間	虫さされ・湿疹などを掻きこわして細菌感染が起き、水疱・びらん・かさぶたが、鼻周囲・体幹・四肢等の全身に見られる。	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること	確認
伝染性軟属腫（水いぼ）	いぼより浸出液が出ている間	軽度のかゆみを伴う小さいいぼ。いぼの内容物が感染源となる。皮膚の接触やタオル等を介して感染する。	掻きこわし傷から、滲出液が出ているときは被覆すること ※水いぼが出来たら衣類や絆創膏等で覆う	確認
アタマジラミ	シラミが付着している間	接触により感染し、毎日の吸血によって3～4週間後に頭髪部にかゆみを訴える。	駆除を開始していること	確認

※『確認書』が必要な場合：医師の診断を受けて登所出来る状態になりましたら、『登所確認書』に保護者が記入をして提出してください。（用紙は保育所にあります）

※『確認』が必要な場合：医師の診断を受けて登所出来る状態になりましたら、保育所に伝えてください。

『登所確認書』見本

登 所 確 認 書（保護者記入）	
保育所長	
狭山市立 ○○ 保育所	
_____ 組 氏名 _____	
病 名 _____	
医療機関名 _____	
症状が回復し、集団生活に支障がないと判断されましたので、登所いたします。	
令和 年 月 日	
保護者名 _____（自署）	



《 入 所 後 の お 願 い 》

保育所は、保護者が就労や疾病などで家庭において保育することができない就学前の児童を家庭の保護者に代わって保育する施設です。

入所した後に保育所において保育が必要である状態が解消されたときは、保育所を退所しなければなりません。

次にあげる状況にあてはまる場合は、所定の手続きをしてください。

世帯状況に変更があった場合

住所・氏名・世帯構成・連絡先・就労状況・税額などが変わった場合は、速やかに保育所と保育幼稚園課へご連絡ください。

保護者が退職する場合

★再就職を希望する場合

退職後、速やかに保育幼稚園課へ「確約書」を提出してください。

退職後3か月以内に「就労証明書【④】」を提出していただいた場合は、通所の継続ができます。

もし、退職後3か月以内に「就労証明書【④】」の提出ができない場合は、通所の継続ができません。「保育施設退所届」を提出してください。

★再就職を希望しない場合

退職する月の月末で退所となりますので、「保育施設退所届」を提出してください。

退所を希望する場合

- ・退所の場合は、「保育施設退所届」を退所する月の10日までに提出してください。
- ・月末までに「保育施設退所届」が提出されない場合は、保育所に通っていないなくても、翌月分の保育料が発生いたしますので、ご注意ください。
- ・退所した日付に応じて、保育料は日割り計算いたします。

市外に転出される方で、継続通所を希望する場合

- ・ 在籍している狭山市の保育所にそのまま通う場合でも、保育の実施が狭山市ではなくなるため、転出する月の10日までに「保育施設退所届」を提出してください。
- ・ 転出先の市区町村に転入手続きを行った際、必ず保育施設の継続通所の申し込みをしてください。申し込みを行わなかった場合や転出先の市区町村が「日中、児童の保育が必要である」基準を満たさないと判断があった場合、継続通所ができなくなります。
- ・ 狭山市内に勤務地がない場合は、翌年度以降狭山市内の保育施設の継続はできませんのでご了承ください。

なお、転出後の保育料については、転出先の市区町村で定めた保育料になります。

次年度の保育の継続手続きについて

次年度の保育の継続を希望する場合は、毎年10～11月頃に継続の意思と保育の必要性を確認するための書類（教育・保育給付認定（変更）申請書兼保育所等入所申込書【①】・就労証明書【④】等）を提出していただきます。

期限までに必要な書類の提出がない場合は、保育の継続の意思がないものとし、退所となりますので、必ず提出してください。

※継続を希望しない場合は、「保育施設退所届」を提出してください。

出産をする場合

出産に伴い仕事を休職する期間も、在籍児童（兄姉）の保育を希望する場合は、下記の書類を提出する必要があります。

		提出書類	提出期限
産休のみで復職する方		・ 復職証明書	復職後 速やかに
産休前に休職または退職する方		・ 医師の診断書等	休職または 退職後速やかに
産休後、 育児休業を 取得する方	育休制度 あり	・ 育児休業取得による継続入所承認申請書	出 産 日 ↓ 産休終了前
	育休制度 なし	・ 育児休業取得による継続入所承認申請書 ・ 再雇用証明書	
	全 員	・ 復職証明書	復職後 速やかに
出産に伴い 退職する方	出産後、 就労予定あり	・ 確約書	産休終了前
	出産後、 就労予定なし	・ 保育施設退所届 ※産休が終了する月の月末で退所となります。	産休が終了する 月の10日

※産休は労働基準法により原則として「出産前6週（多児妊娠の場合は14週）～出産後8週」となっています。「産休終了」とは、出産後8週目にあたる月の末日です。

育児休業を取得する場合

・ 狭山市の認める育児休業による継続入所承認期間は、出生児が1歳に達する日のある月末までです。

※ただし、出生児の入所申請を育児休業期間中に行った結果、入所ができなかった場合は、当該年度末まで延長が可能です。また、育児休業中は保育短時間の認定となります。

・ 出生児が1歳に達する日のある年度末を越えて育児休業を取得する場合は、当該年度末で保育の実施を解除します。

・ 復職後速やかに、「復職証明書」を提出してください。

《 保育料・給食費等について 》

保育料（利用者負担）		保護者が居住する市町村が定める保育料
給食費	主食費	月額 900円
	副食費	月額 4,500円
その他諸費		布団乾燥代 月2回 340円 （1回170円）
		災害共済給付金・教材費・遠足バス代等

※0歳～2歳児の給食費は保育料の中に含まれていますので、集金はありません。

※その他諸費と時間外料金（16・17ページ参照）等は、月初めに保育所にて集金します。

（諸費集金日は園だよりでお知らせします）

- ・おつりの無いようにし、朝 保育士に手渡ししてください。
- ・原則的に夕方・土曜日はお預かりできません。
- ・子どもに持たせたり、子どものカバンの中に入れたままにしたりしないでください。

※ひと月欠席や月途中退所の給食費について

その月の前月10日（10日が休所日の場合は翌日）までに保育所へ申し出ていただいた場合に限り、1日から月末までのひと月欠席の際には、給食費の徴収はいたしません。また、月途中の退所の場合は日割り計算します。

《 保育料・給食費の納期限について 》

- ・0歳～2歳児の保育料及び3歳～5歳児の給食費の納期限は次のとおりです。口座振替により納入していただきますので、残高不足にならないよう預貯金口座の確認をお願いします。

月	納期限	月	納期限
4月	令和6年 4月30日	10月	令和6年10月31日
5月	令和6年 5月31日	11月	令和6年12月 2日
6月	令和6年 7月 1日	12月	令和6年12月25日
7月	令和6年 7月31日	1月	令和7年 1月31日
8月	令和6年 9月 2日	2月	令和7年 2月28日
9月	令和6年 9月30日	3月	令和7年 3月31日

- ・正当な理由なく保育料の未納が続いたときは、法令に基づき、差押えなどの滞納処分を行う場合があります。
- ・保育料は、4～8月分は前年度の市区町村民税課税額、9月～翌年3月分は当該年度の市区町村民税課税額に応じて階層別に決まります。

《 写真販売について 》

- ・写真はネット販売となっております。（詳しくは別紙参照）

保育標準時間の時間外保育の利用について



〔事業内容〕

保育標準時間認定の保育時間は、午前7時30分から午後6時30分までです。
保育標準時間の11時間を超える場合は時間外保育を利用することができます。

保育標準時間の時間外保育の時間 【保育所開所日の月曜日～金曜日】

※午前7時00分から7時29分まで、午後6時31分から7時00分まで

※午後7時00分を過ぎることが見込まれる場合は、家族や他のサービスの利用等の
手配をし、時間厳守でお願いします。

〔期間〕

時間外保育の利用期間は、4月1日より翌年3月末とし、年度ごとに申込書を提出していただきます。但し、年度途中から利用する方の期間は、開始日より年度末（3月末）までとします。

〔対象児童〕

保護者の就労形態、通勤時間、残業などの事情により保育時間の延長を必要とする児童とします。（希望者は、事前に保育所と調整してください。）

〔利用料金〕

①時間外保育利用料は下記に定める月額料金です。尚この利用料の日割計算はいたしません。

- ・午前7時00分から午前7時29分までの利用 月額 2,000円
- ・午後6時31分から午後7時00分までの利用 月額 2,000円

②利用料は、翌月の決められた日までに保育所に納入してください。

③当月に利用がない場合は、利用料の集金はありません。

〔利用の手続き〕

①時間外保育の利用は、利用を必要とする具体的な理由を『時間外保育事業利用申込書』に記入して保育所へ提出をし、時間外保育の利用について決定を受けなければなりません。

②時間外保育の利用を希望する方は、利用を開始する前月の15日までに、保育所（入所予定の保育所も含む）に『時間外保育事業利用申込書』を提出してください。

③時間外保育を辞退する場合は、『時間外保育事業利用辞退届』を提出してください。辞退届を提出した日の次の月から解除となります。（辞退届を提出した月は、1回の利用でも月額料金をお支払いいただくこととなりますので、辞退を希望する月の前月末日までに速やかに保育所へ提出してください。）

〔時間外保育の日額利用〕

急な残業、疾病、罹災、交通事情による遅れなどの事情や繁忙期のみ利用したい場合は、日額の時間外保育を利用することができます。利用した際は「時間外保育事業（日額）利用許可申請書」を提出してください。利用料金は日額利用とし1回200円（30分）です。ただし、各月2回までを限度とし3回以上利用した場合は、月額時間外保育利用料（2,000円）をお支払いいただきます。

※日額の時間外保育を利用する場合には、必ず事前に連絡を入れてください。

保育短時間の時間外保育の利用について

〔事業内容〕

保育短時間認定の保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までです。
保育短時間の8時間を超える場合は、時間外保育を利用することができます。



保育短時間の時間外保育の時間

【保育所開所日の月曜日～金曜日】

・午前7時00分から8時29分まで、午後4時31分から7時00分まで

【保育所開所日の土曜日／柏原・山王・広瀬】

・午前7時30分から8時29分まで

【保育所開所日の土曜日／笹井・狭山台南・新狭山・入曽】

・午前7時30分から8時29分まで、午後4時31分から6時30分まで

※開所時間を過ぎることが見込まれる場合は、家族や他のサービスの利用などの手配をし、時間厳守をお願いします。

〔対象児童〕

保護者の就労形態、通勤時間、残業などの事情により保育時間の延長を必要とする児童や、疾病、罹災、交通事情による遅れなどの事情により保育時間の延長がやむを得ず必要となる児童とします。

〔利用料金〕

時間外保育利用料は、1回あたりの金額です。

利用料は、翌月の決められた日までに保育所に納入してください。

＜早朝利用の場合＞

時間帯 午 前	7時00分から 7時29分まで	7時30分から 8時29分まで
金 額	200円	50円

＜夕方利用の場合＞

時間帯 午 後	4時31分から 5時30分まで	5時31分から 6時30分まで	6時31分から 7時00分まで
金 額	50円	50円	200円

〔利用の手続き〕

- ・時間外保育の利用をする場合には、必ず事前に連絡を入れて利用時間を伝えてください。
- ・利用した際は「時間外保育事業（日額）利用許可申請書」を提出してください。
- ・就労時間の変更などの理由で、保育短時間から保育標準時間に支給認定の変更が必要な場合は、保育幼稚園課に変更の手続きをしてください。手続き終了後の翌月から変更となります。当月は変更の対象になりませんので、翌月の変更が予想される場合は、前月に手続きをしてください。

〔月極利用について〕

- ・短時間保育でも月極での時間外保育の利用が可能です。
- ・利用の手続きは保育標準時間の①②と同様です。
- ・利用料金は上記の表のとおりです

保育所での生活について

■毎日の習慣について

- 早寝・早起き・朝ごはんの習慣をつけましょう。
- 毎朝検温をしましょう。
- みんなで、挨拶を交いしましょう。
- 帽子等、忘れ物をしないよう準備をしっかりとしましょう。



■登所・降所について

- 登所時間は午前9時00分までです。
- 欠席の連絡や登所が遅れる場合も午前9時00分までに電話をしてください。
- 登所・降所の際は、保護者の方が登降所システムへカードをタッチし、朝は送迎表へ迎えの人等の記入をお願いします。(カードは卒園、退所の際には返却していただきます。大切に扱しましょう。お子さんには、カードの扱いはさせないでください。)
- 子どもの安全を考え、送迎者は成人(18歳以上)とします。
- お子さん自身が自転車を運転することや、乗用玩具またはその類を使用しての登所、降所はしないでください。
- いつもと違う方がお迎えに来る場合や、お迎えの人や時間に変更があった場合は、必ず連絡を入れてください。連絡がない場合は、お渡しできません。
- 門の鍵3箇所と扉の開閉は、子どもにはさせずに、保護者の方が行ってください。
- 防犯のため、午前11時45分～午後2時30分は、門の鍵を施錠します。施錠中は、チャイムを押してお待ちください。
- 土曜日保育は事前に申請書の提出が必要になります。また、人数把握の為、毎週木曜日の朝までに『土曜日保育申請申込書』に記入してください。

■送迎について

- 送迎時、自動車は保護者駐車場に、自転車は自転車置き場に並べて停めましょう。
- 車上荒らしに遭わないよう、貴重品は車内やカゴの中に置かず持ち歩くようにしましょう。
- 自動車の往来に気を付けて、お子さんとしっかり手をつないで道路の右側を歩きましょう。
- 自転車に乗る時はヘルメットの着用をしましょう『自転車保険の加入』も義務化されています。自動車を利用する方は、『チャイルドシート』が義務化されています。子どもを事故から守るためにも必ず着用しましょう。バイクの二人乗りは安全上ご遠慮ください。
- 駐車する際は、エンジンを切りましょう。
- 子どもを乗せたまま、自動車や自転車から離れないでください。
- 帽子をかぶって登所・降所しましょう。

■保育所と家庭との連絡について

- ・ホイクトにて配信される「ふうせん」「給食献立表」「給食だより」「ほけんだより」は毎月必ず確認してください。データで保存することをお勧めします。
- ・お知らせや活動報告は、印刷物・掲示板・連絡帳・ドキュメンテーションなどで行います。掲示を毎日確認するとともに、帰宅後は必ずお子さんのカバンを見てください。
- ・提出を要するものは期限を守って忘れずに提出してください。

■安全衛生について

- ・登所時、まず親子で手洗いや消毒をしましょう。
- ・集団生活です。清潔面には気を付けていきましょう。
- ・爪は切りましょう。髪の毛は清潔にし、長い髪は結びましょう。

コップ・コップ袋・手拭きタオル・ハンカチ・ランチョンマット…毎日洗いましょう
クラス帽子・布団カバー・綿毛布・タオルケット…… }
靴・上履き・上履き袋 …… } 毎週洗いましょう

■衣類について

- ・衣類は不足のないように、汚れものを持ち帰ったら翌日必ず補充してください。
- ・洗い替えを用意しましょう。（エプロン・手拭きタオル等も）
- ・0歳～1歳児はおむつ交換時に汚れやすいので、ロンパース以外の肌着を用意しましょう。
- ・季節に応じた衣類で、活動しやすく、脱ぎ着しやすく、汚れてもよい服を用意しましょう。
- ・フード付きの服は遊具などに引っ掛かりやすく危険です。フードのついていないものをお願いします。
- ・保育所の衣類を借りた時は、洗濯して返してください。パンツ・タオル等は衛生面を考慮し、未使用のものを渡しますので、同サイズの新品を返却してください。
- ・衣類や寝具はできるだけアクリル素材を避けてください。（アレルギー物質を吸着しやすい為）
- ・使用済みおむつは保育所にて処分します。

■カメラ携帯電話での撮影について

- ・園内での撮影はご遠慮ください。
- ・保護者参加行事では撮影できますが、家族以外の写真の取り扱いには、十分気を付けてください。
- ・SNS等への投稿はご遠慮ください。

■行事について

- ・狭山市役所広報課、ホームページ、各テレビ、新聞社等の報道機関から一年を通して行事の取材を受けることがあります。子どもの顔を載せる事に対して不安な方は、お声がけください。
- ・行事参加や面会交流については、市（保育所）は介入いたしませんので、父母間で協議してください。

入所(進級)時にそろえていただくもの

		0歳児 ひよこ組	1歳児 ことり組	2歳児 りす組	3歳児 うさぎ組	4歳児 きりん組	5歳児 ぞう組
★	クラス帽子	赤色	黄緑色	橙色	桃色	黄色	水色
	食事用エプロン	1日3枚					
	手拭きタオル	1日1枚（2歳児は後半より2枚）			1日2枚		
	ハンカチ					後半頃より	○
	コップ・コップ袋			後半頃より	○	○	○
	ランチョンマット						後半頃より
	水筒				○	○	○
	上履き・上履き袋			後半頃より	○	○	○
	通園カバン				○	○	○
	布製手提げ袋	○	○	○	○	○	○
	汚れ物袋（エコバック等）	○	○	○	○	○	○
★	おたより帳・シール					○	○
☆	クレヨン（16色）				○	○	○
☆	自由画帳（B4 リング式）				○	○	○
	敷布団・敷布団カバー	○	○	○	○	○	○
	ベビー綿毛布・毛布カバー	○	○	○	○	○	○
	タオルケット	○	○	○	○	○	○
	紙オムツ・紙パンツ	個々に合わせ5～7枚程度					
衣	おしり拭き	使い捨てウェットタイプ 1袋					
類	パンツ				3枚程度	2枚程度	
箱	シャツ（肌着）	3枚程度 半袖またはランニング				2枚程度（半袖/ランニング）	
の	ズボン	3枚程度				2枚程度	
中	Tシャツ・ポロシャツ	3枚程度				2枚程度	
身	ベスト	1～2枚程度（綿素材が扱いやすく、衣類調節に適しています）					
	くつ下	3組程度				2組程度	

★印の物は、保育所で注文します。

☆印の物は、保育所でも注文できますが、ご家庭で用意して頂いてもかまいません。

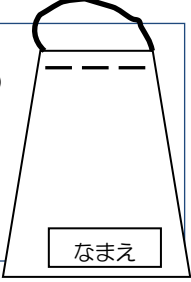
※すべての持ち物に、大きく名前を書いてください。

※落とし物については、一定期間過ぎたら処分させていただきます。

作り方】～見本があります。よくご覧ください。～

※詳細が不明な場合は購入前に気軽にご相談ください。

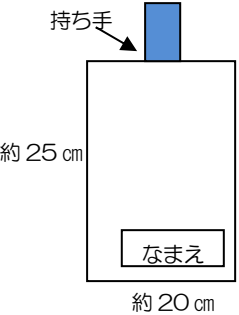
【1：エプロン】
浴用タオル（約75cm 大で薄手のもの）を半分に折ってゴムを通して、縫う（お子さんの首に合わせて）
ゴムは平ゴム（6mm幅）



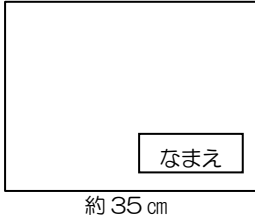
【2：コップ袋】
コップの大きさに合わせた巾着タイプ



【3：上履き袋】
持ち手



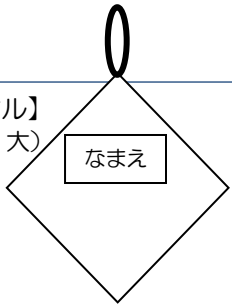
【4：ランチョンマット】
サイズは目安です



名前を書きましょう



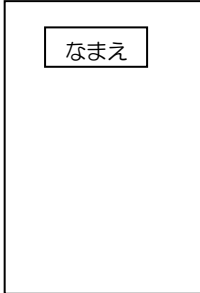
【5：手拭き用掛けタオル】
ハンドタオル（約30cm 大）
掛けられるようにヒモを縫いつける



【6：敷布団】
厚すぎず
大きすぎない
タイプ
マットタイプは不可
名前は中央に縫いつける

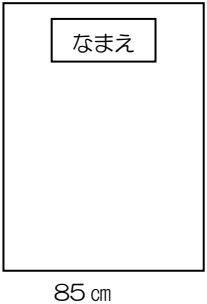


【7：敷布団カバー】
敷き布団に合った大きさ
名前は上部に縫いつける
ボックス
シーツ不可



【8：綿毛布】
綿又はウール素材のベビーサイズのもの
アクリル毛布はカバーの中で丸まってしまうので不可

【9：毛布カバー】
毛布に合った大きさ
名前は上部に縫いつける
四隅がしっかりと毛布に結べるとよい



【10：タオルケット】
大人用のシングルサイズのタオルケットを半分に折って縫う
名前は上部に縫いつける



【11：布製手さげ袋】



【12：汚れ物入】
エコバック
（約40cm×40cm）

★敷布団・敷布団カバー・毛布・毛布カバー・タオルケットは、白い布（10cm×30cm）に、大きく名前を書いて縫いつけてください。（アイロンネームは取れやすいので適していません）

★全ての持ち物に、大きく記名をお願いします。

■入所・進級時お預かりする物

全員の方が提出する書類

- ◆児童台帳 ◆予防接種表 ◆防災連絡カード ◆緊急連絡票
◆重要事項同意書 ◆スポーツ振興センター申込書

※緊急連絡票の裏に、『保険証』と『乳児医療受給者証』等のコピーを貼ってください

※防災連絡カードの裏に『保険証』のコピーを貼ってください

必要な方のみ提出する書類

- ◆早朝残留保育確認書 ◆時間外保育利用申込書 ◆保護者駐車場利用申込及び同意書
◆土曜日保育申請書 ◆生活管理指導表（食物アレルギーに関する用紙）

入所・進級時に保育所でお預かりする物

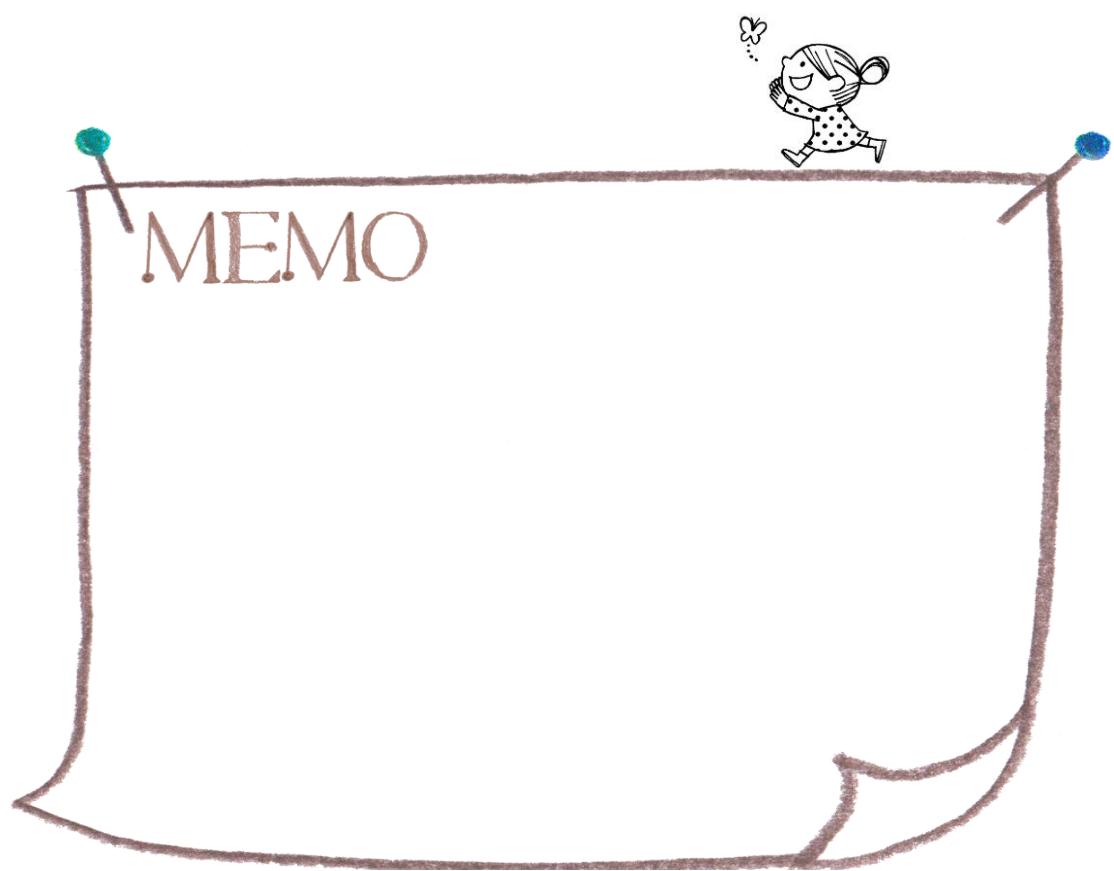
- ◆ティッシュペーパー … ひよこ・ことり・りす組 4箱（4月2箱・10月2箱）
うさぎ・きりん・ぞう組 3箱（4月2箱・10月1箱）
- ◆ウェットティッシュ（ノンアルコール）約60枚入り… ひよこ・ことり組 （6パック/3か月）
無香料 ケースなし りす組 （3パック/3か月）
- ◆ビニール袋（25×35cm）100枚入り…ひよこ・ことり組・りす組 4月に1箱
- ◆45ℓビニール袋（20枚入り）…ひよこ組・ことり組・りす組 4月に1袋
- ◆未使用の白のフェイスタオル……ご協力いただける方

■保育所に慣れるための保育時間予定表

	ひよこ・ことり組	りす組	うさぎ組	きりん・ぞう組
1日目	8:45~10:00 (おやつ)	8:45~10:30 (おやつ)	8:45~11:00 (遊び)	8:45~12:00 (給食)
2日目	8:45~10:30 (おやつ)	8:45~10:30 (おやつ)	8:45~12:00 (給食)	8:45~15:30 (午後おやつ)
3日目	8:45~11:00 (給食)	8:45~11:30 (給食)	8:45~14:30 (午睡)	8:45~16:00 (午後おやつ)
4日目	8:45~11:30 (給食)	8:45~14:30 (午睡)	8:45~15:30 (午後おやつ)	平常保育
5日目	8:45~14:30 (午睡)	8:45~15:30 (午後おやつ)	8:45~16:00 (午後おやつ)	
6日目	8:45~15:30 (午後おやつ)	8:45~16:00 (午後おやつ)	平常保育	
7日目	8:45~16:00 (午後おやつ)	平常保育		

※上記の表は【目安】です。保育所の生活に無理なく慣れるように、お子さんの状態や家庭、就労の状況に合わせ、保護者の方と担任が連絡を取り合い進めていきます。

※慣らし保育中に、家庭訪問を予定しています。



〒350-1327

狭山市笹井 2-17-1

TEL04-2953-1808

狭山市立笹井保育所